

# 第 1 章 計画の基本的な 考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置付け

## 1 計画策定の趣旨

---

本市では、平成15年度に中核市移行し、平成16年度に市に保健所を設置したことから、平成17年度には、地域の現状を踏まえた保健医療の在り方とその実現のための方向性を明らかにすることを目的として、「川越市保健医療計画」を策定し、平成18年度から諸施策に取り組んできたところです。

近年の我が国においては、人口減少と少子高齢化の進展、核家族化の進行や地域のコミュニティ機能の低下、生活形態や意識の多様化など、社会の状況が大きく変化してきています。

保健医療の分野においては、生活習慣病などの疾病構造の変化への医療機能<sup>1</sup>の再編や、社会の複雑化・多様化がもたらす不安やストレスなどのこころの健康問題、また、新興・再興感染症（新型インフルエンザやMERS<sup>2</sup>等）への対応などが課題となっています。

さらに、救急医療や災害時医療の体制整備とともに、在宅で療養する人への医療と介護の連携体制の整備が求められています。

こうした中、当初策定した保健医療計画が計画期間の満了を迎えることから、更なる保健医療の充実を図り、「住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち」を目指し「第二次川越市保健医療計画」を策定するものです。

---

<sup>1</sup> 医療機能：本計画においては、医療機関の診療科目や専門科目、病床の数や症状に応じた病床の種類、救急医療における初期救急から高度救命救急など、その医療機関の診療領域や保険診療における算定項目などに基づく医療施設としての特性や役割といった意味合いで使用しています。

<sup>2</sup> MERS：中東呼吸器症候群

## 2 計画の期間

平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5年間とします。  
 なお、社会情勢の変化を考慮し、評価、見直しを行っていきます。

## 3 計画の位置付け

本計画は、次の計画との整合性を図りながら策定しました。

- 第四次川越市総合計画
  - 健康かわごえ推進プラン [第2次健康日本 21・川越市計画、第2次川越市食育推進計画]、[川越市歯科口腔保健計画]
  - 川越市子ども・子育て支援事業計画
  - すこやかプラン・川越 [川越市高齢者保健福祉計画、第6期川越市介護保険事業計画]
  - 川越市障害者支援計画 [第四次川越市障害者計画・第四期川越市障害福祉計画]
  - 第三次川越市地域福祉計画
  - 川越市地域防災計画
- 第6次埼玉県地域保健医療計画（川越比企保健医療圏）

